

## 統計法等に関する研究会（第1回） 議事概要

1 日 時 令和8年6月5日（金）15:00～16:34

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室（Web開催併用）

3 出席者

### 【構成員】

椿構成員（座長）、岡田構成員、加藤構成員、後藤構成員、佐久間構成員、高部構成員、堀澤構成員

### 【事務局】

中野総務大臣政務官、北川政策統括官（統計制度担当）、阿南大臣官房審議官、植松統計企画管理官、越統計審査官、赤谷統計委員会担当室次長、小川企画官

4 議 題

- （1）統計法等に関する研究会の運営等について
- （2）研究会における議論項目について
- （3）公的統計作成等への行政データ・民間データの活用について
- （4）その他

5 議事概要

本研究会の開催に当たって、中野総務大臣政務官から冒頭挨拶があり、AI・データ利活用の基盤となる統計データの重要性はこれまで以上に高まっていると認識しており、報告者や調査員の負担の軽減、統計作成における官民データの利活用の拡大、AIによる分析に対応した公的統計の公表などについて改めて検討を進めるため、本研究会において今後の統計制度の在り方に関する有益な示唆をいただくことを期待する旨の発言があった。

その後、以下のとおり議事が行われた。

（1）統計法等に関する研究会の運営等について

事務局から、資料1に基づいて、本研究会の目的、構成及び運営等について説明が行われ、特段の異議なく全構成員からの了承が得られた。また、規定に基づき椿構成員が本研究会の座長に指名された。

（2）研究会における議論項目について

事務局から、資料2に基づいて、事前に構成員と相談して整理した本研究会における議論項目の説明が行われ、当該項目に沿って議論することについて、特段の異議なく全構成員からの了承が得られた。

(3) 公的統計作成等への行政データ・民間データの活用について

事務局から、資料3に基づいて、公的統計作成等への行政データ・民間データの活用についての見直しの背景や目指すべき方向性等について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○ 今回、行政機関等の責務に行政データの積極的な活用を促すための責務規定の新設と、統計調査の承認の基準に行政データとの重複を追加しようと考えているところ、これらの是非についてはどうか。

→ 事務局提案は「行政データの優先的な活用」ではなく、「行政データの積極的な活用」であることについて理解した。責務規定については、形骸化させず、実質的なものにすることが大切。個別の行政データについて特別な規定を置くことも含めた検討をしていくべき。

→ 今のところ一般的な規定しか検討できていないが、御指摘を踏まえて検討してみたい。

→ 実質的なものにする観点からは、個別の行政データについて特別な規定を置くことも一案であるが、実際のユースケースを把握し、それを各行政機関等で共有するなどにより、利活用を促進するなどの普及啓発に努めることも大切。

→ 行政データの積極的な活用が、どのような観点から望まれるのか明確にすることが必要。例えば、報告者の負担軽減、データの正確性など様々な考慮要素が考えられる。これにより、統計調査の承認基準において行政データとの重複がどの程度認められるかの判断がしやすくなる。

→ 統計調査の承認基準は、報告者の負担軽減の観点が大きい。「重複が合理的と認められる範囲」をどう判断するかは、実例を蓄積しながら運用することとなると考えられる。

○ 今回、行政データを行政機関等の間での双方向のやり取りを可能とするための任意提供依頼の規定を措置することを考えているところ、この時の行政データは単体で個人を識別できる情報を消去したデータとすべきか、今般の個人情報保護法の改正と同じように、統計作成等目的に限定して、加工を行っていないデータを提供することとすべきか。

→ 今般の個人情報保護法改正の議論においては、統計作成等目的であっても、氏名等の情報の提供については謙抑的であるべきとされていると理解。統計法においても同様に謙抑的であるべきだが、仮名化すべきか否かはケースバイケースで柔軟かつ適切な判断が求められるため、法令で一律に規定することは望ましくない。

→ 御指摘のとおり、できるだけ謙抑的なものとする方向で、法令レベルで規定する事項と下位のガイドラインに委ねる事項を検討したい。

→ 統計作成等目的以外での利用の禁止がしっかり担保されるための措置が必要。また、仮名化をどのように行うのかなど、実際のガバナンスの事例を蓄積することが必要。

→ 名簿作成に利用する場合は、仮名化されると利用できなくなってしまうので、この場合は氏名等の情報を利用する旨明記すべきではないか。

→ 行政データは一般的には氏名等の情報を含みうるものなので、むしろ統計の作成や統計的研究においては謙抑的であるべきという考え方を書くことが考えられる。

- 今回、基幹統計の作成に際して、行政機関等にデータ提供依頼を行った場合には、特別の支障がない限り応諾するものとして考えているところ、これが相当か、また、特別の支障はどのような類型が考えられるか。
  - 応諾義務を課すことにより、データ提供を行う行政機関等に過度な負担が生じる可能性がないか。
  - 対象は基幹統計の作成であるため、射程は限定的。ただし、データ提供は目的・用途によって様々なケースが考えられるところ、データ提供者の負担の観点も含めて、統計委員会での議論を経ることとするなど、過度に広がらないように慎重に検討する枠組とすることが考えられる。
  - 韓国では「行政データ優先の原則」ということで、置換えが可能であれば、統計調査よりも行政データの利用が優先されるとのことだが、行政データの質は様々であり、我が国においては、まずは名簿情報への活用などを足掛かりとして運用を重ねていくのではないか。
  - 行政データの活用方法は、置換えだけではなく、審査、名簿作成などもある。我が国では名簿情報としてのニーズが高く、その辺りから伸ばしていくことが重要。
  - 昨今の調査員調査の負担等を考慮すると、行政データの積極的な活用は重要。個人や法人に報告義務を課した調査を実施する一方で、行政機関等への行政データの提供依頼が任意応諾となっており、取扱いが非対称である点は看過できず、しっかり進めるべき。「特別の支障」の類型については、諸外国の例なども参考に、例えば国の安全保障に支障がある場合など、一定の留保条件が必要。
  - 御指摘のように、諸外国の例を参考にしながら形作ってまいりたい。
  - 国際的には、韓国のように「行政データ優先の原則」がある国は例外的なのか。あるいは、先進国ではそのような方向に進んでいるのか。デンマークなどでも同様なのか。
  - 承知している範囲では、韓国の他にはカナダではそのような考え方があると思うが、希少な例と思われる。デンマークなど北欧諸国における法令上の取扱いは承知していないが、それらの国はレジスター統計を古くから作成しているなど、従来からそのような意識で取り組まれてきているものとする。
- 
- 名簿情報の法的位置付けの明確化について考えているところ、意見はあるか。
  - 名簿情報の調査票情報との一体的な管理は重要な進歩。地方公共団体等における名簿情報の提供はどのような形が想定されるのか。
  - 調査票情報については現行の統計法第 33 条の規定に基づいて地方公共団体等も提供を受けることができるので、名簿情報についても同様な位置付けを行うことで道が開けると考えている。
  - 名簿情報について調査票情報と同様の情報管理を行うなど法的位置付けを明確化するということと、氏名等の情報の取扱いとの関係を整理する必要がある。
  - 御指摘のとおりであり、氏名等の情報は、統計の作成や統計的研究では不要であるが、名簿作成には必要であるなど、目的に応じて取扱いを判断することとなるものとする。
  - 個人情報保護との関係では、統計法の場合、個人が見えてきづらい面がある。どのように利用したのかなどを公表するなどの措置も必要ではないか。

→ 現行の統計法第 29 条の規定でも、利用目的その他の政令で定める事項を明示することとされており、これとの並びも踏まえながら対応を検討したい。

○ 行政データや民間データの積極的な活用という方向性自体については、概ね合意が得られたのではないかと考える。次回も行政データや民間データの一層の活用について御議論いただく予定。

(4) その他

○ 事務局から、今回は、6月19日（金）に開催予定である旨発言があった。

以上